大府市資金管理並びに運用方針

預金保険法が改正され、決済用普通預金・当座預金・別段預金など流動性預金を除く預金は、平成17年4月からペイオフが解禁（凍結解除）される。このことにより、地方自治体の公金についても元本1千万円とその利息を超える部分について保護措置はなく自己責任による対応が必要となる。大府市の公金について、今後は自己の責任において安全かつ効率的な運用に努め、公金の保全を図っていくため資金管理並びに運用に関する方針を次のとおり定める。

1. 遵守事項

公金の管理並びに運用にあたる者は、次のことを遵守する。

① 地方自治法の趣旨を踏まえ、安全で確実かつ効率的に運用し、常に市民の利益を求めて職務にあたる。

② 日常的な管理業務にあたっては、金融機関の経営内容開示情報の収集・整理、マスメディア等の情報の把握に努める。

2. 資金管理並びに運用方針の対象資金

この方針の対象となる資金は歳計現金、歳入歳出外現金及び基金とする。

3. 資金管理並びに運用の基本方針

① 歳計現金、歳入歳出外現金及び基金はそれぞれの資金全体の安全性（元本確保）に努める。
② 歳計現金は支払準備金に、また基金は将来の取崩計画に支障のないよう流動性の確保に努める。
③ 運用資金としての効率性の追求に努める。

4. 資金の保全方策

① 金融機関の経営状況の把握とその体制整備を推進する。
・金融機関の経営指標等のデータを収集分析する。
・担当職員の専門的な研修拡充と関係部課間での連絡調整を図る。
② 運用先金融機関等は選定基準に基づき決定する。
③ 預金を複数の金融機関に分散する。
④ 元本保証がある金融商品を運用対象とする。
⑤ 国債・政府保証債・地方債など債券による運用を活用する。
⑥ 金融商品の運用期間は流動性等考慮し決定する。
⑦ 預金債権と市債（借入金）債務との相殺ができる運用をする。
⑧ 指定金融機関から提供されている担保を充実する。

5. 制度融資に係る預託金

商工業振興資金預託金及び労働金庫預託金は、決済用普通預金で預託する

6. 資金管理並びに運用基準

運用先の選定基準、債券の運用基準等は「大府市資金管理並びに運用基準」にて別途定める。

附則
この方針は平成14年4月1日から適用する。
附則
この方針は平成17年3月31日から適用する。

会計関係部課長会議
（大府市提出議題資料）

大府市資金管理並びに運用基準

大府市会計管理者は、以下のとおり資金管理並びに資金運用の基準を定める。

（資金の種類）

第1条　この基準でいう資金とは、歳計現金、歳入歳出外現金及び基金をいう。

（歳計現金の管理並びに運用）

第2条　歳計現金は支払いに対応する準備金であることから、支払に支障が生ずることがないようにする。このため各課等の財務入力データ等により収支計画を作成し、資金の需給状況を把握する。

2　大府市に収納された歳計現金は、原則として指定金融機関の普通預金口座に全て入金することにより管理する。

3　支払資金の状況により一時的な余裕資金が出た場合には、定期預金等により運用ができるものとする。

4　運用先金融機関の選定等は次によることとする。

①　指定金融機関等に対しては、公金収納事務に対する業務コスト等を勘案して、公金の収納取扱件数、取扱金額に応じて大口定期預金等により運用することができるものとし、運用先金融機関、運用金額及び運用期間は、会計管理者がその都度決定する。

②　指定金融機関等以外の金融機関に預託する場合は、運用先金融機関、運用金額及び運用期間は、会計管理者が市長と協議して決定する。

③　大口定期預金等の運用を行う場合は、原則として市内に店舗を有する金融機関の中から、経営状況の良好な金融機関を選定して利率の引き合い（競争入札を含む。）をし、より有利な運用に努めるものとする。

5　歳計現金の運用について、下記の事項に抵触した場合は預貯金をしない。運用期間中に抵触した場合は、速やかに預貯金を解約し、元金の保全をする。

①　自己資本比率について、国際業務を営む金融機関にあっては8%、国内業務のみの金融機関にあっては4%をそれぞれ維持していること。

②　同じ分類がなされる他の金融機関に比較し、経営指標等の内容が著しく劣る場合。

③　大府市公金取扱業務の中で事故等が発生した場合に、誠意ある対応がなされない場合。

④　前各号のほか、会計管理者が求めた事項に対し、明確な説明が得られない場合。

（歳入歳出外現金の管理並びに運用）

第3条　歳入歳出外現金の管理並びに運用は、歳計現金の例による。

（基金の管理並びに運用）

第4条　各種基金の現金は、原則として指定金融機関の決済用普通預金口座において管理する。この際の決済用普通預金口座は、基金ごとに別口座として管理する。ただし、寄附を原資とする基金等、基金の目的と何等の関係を有する金融機関がある場合はその金融機関において管理する。

2　運用にあたっては毎年度の取崩計画に支障がないよう流動性を確保しながら安全で確実かつ効率的な運用に努めるものとする。

3　運用は定期預金を基本とし、ペイオフ解禁によるリスク分散を図るため国債、地方債等の元本償還及び利息の支払いの確実な債券を運用対象とすることができる。

4　定期預金での運用にあたっては、ペイオフ解禁によるリスクを考慮し、市の借入金の状況及び運用資金の総額等を勘案して運用先金融機関を選定し、運用額を決定する。

5　債券での運用は、1 年を超える中長期の運用ができるものとし、その満期到来日まで保有するものとする。

6　第4項及び前項の場合における運用先金融機関及び金融商品については、各基金担当課及び財政担当課と調整し、市長の運用方針に基づいて会計管理者が決定する。

7　歳計現金に資金不足が生じた場合には、基金に属する現金を各基金の設置及び管理に関する条例により歳計現金に繰替えて運用するものとする。

8　第2条第4項第3号及び第5項の規定は、基金の管理並びに運用についてこれを準用する。

（基準の適用範囲）

第5条　大府市水道事業及び大府市土地開発公社の資金管理並びに運用についてはこの基準を準用する。

附則

この基準は平成14年4月1日から適用する。

附則

この基準は平成17年3月31日から適用する。

附則

この基準は平成20年6月1日から適用する。

附則

この基準は平成23年4月1日から適用する。